

生物多様性保全活動促進法の概要

平成23年1月6日（木）

環境省 自然環境局 自然環境計画課

趣旨・背景

◆ 地域における生物多様性が深刻な危機に直面

- ・希少な野生動植物の減少
- ・二次的自然(里地里山など)の手入れ不足
- ・外来種の侵入による生態系の攪乱



◆ 地域の特性に応じた保全活動が必要

- ・自然的・社会的状況は地域によって様々



◆ 社会的要請の拡大

- ・生物多様性基本法の制定(平成20年)
- ・生物多様性条約COP10の開催



地域における生物多様性保全活動

★地域一体となった取組

コウノトリの野生復帰を目指している地域では、先般放鳥された地域のシンボルである当該種の野生復帰を図るため、県や市、地域住民、農家など様々な地域の主体が連携・協力して、コウノトリの餌場となる水辺の整備、水田における減・無農薬農法による米作り、市民参加型の田んぼの生き物調査、野生復帰に向けた研究等、地域ワークショップの開催等の活動を実施。



耕作放棄された水田を
コウノトリ採餌湿地として整備

★地域における希少種の保護

能登半島のため池が点在する地域では、希少な水生昆虫(ゲンゴロウ)の生息環境を保全するため、県や市、大学、NPO等が連携・協力して、水生昆虫の生息状況調査やビオトープの整備、水生昆虫を捕食するアメリカザリガニ等の外来種の防除等の活動を実施。



生息状況調査

★二次的自然の保全・管理活動

首都圏郊外の地域では、社会状況の変化により人の働きかけが減少し荒廃が懸念される里地里山の保全・管理を図るため、市と地元の関係団体(小学校、森林組合、NPO等)によって構成される協議会が連携・協力して、森林の間伐や下草刈り、ほだ木作り、ホタルの生息地の保全、自然体験学習等の活動を実施。



森林の間伐・ほだ木作り

★野生鳥獣の保護管理

近畿地方のニホンジカが増加している地域では、生態系や農林業に係る被害を防止するため、県や市、猟友会、商工会等が連携・協力し、シカの行動圏や自然植生・農林業への被害状況の調査、個体数調整、シカ防護柵の設置、シカ肉を活用した地域活性化に向けた取組等の活動を実施。



GPSを利用したシカの行動圏調査

制度の概要

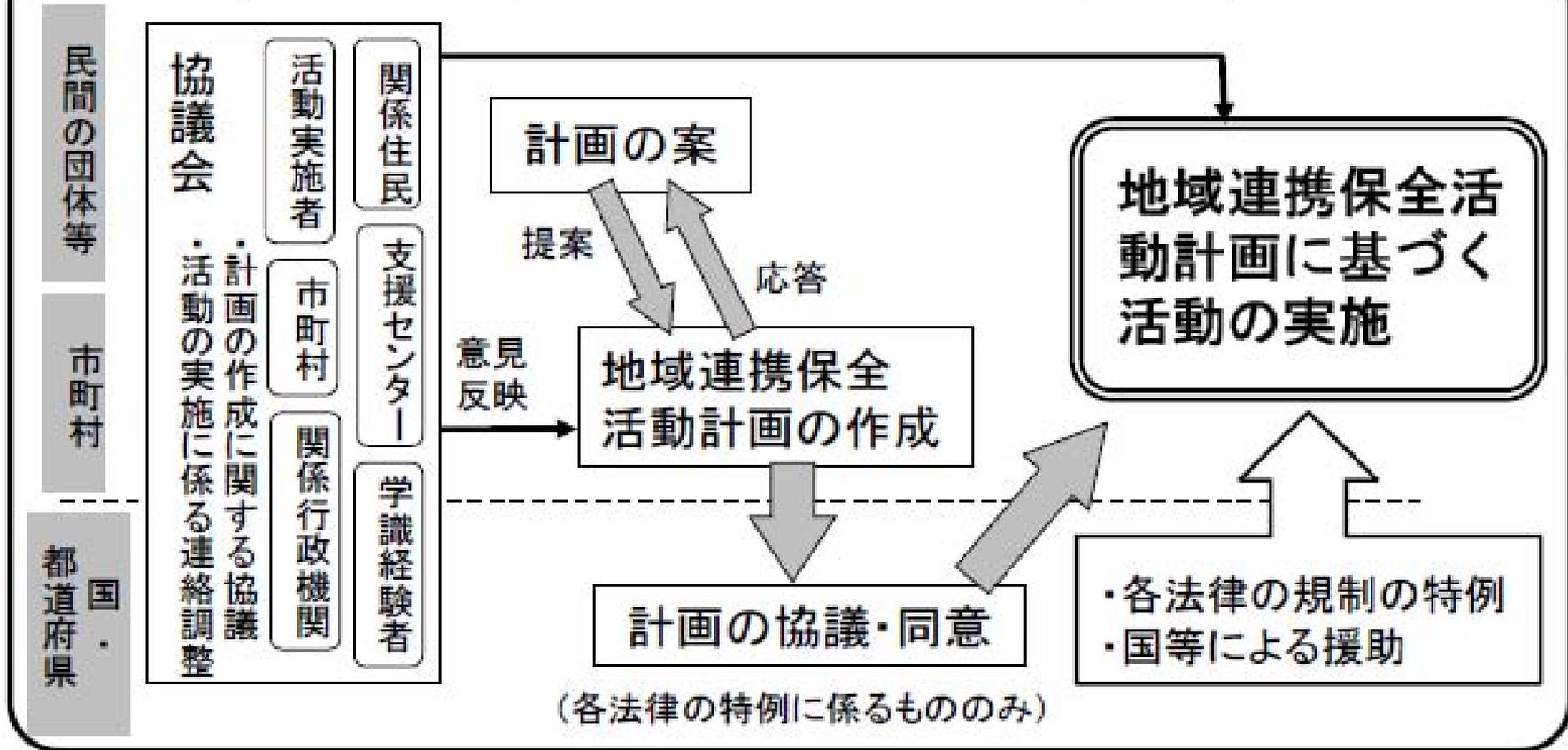
◆ 基本方針の策定

環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣による地域連携保全活動の促進に関する基本方針の策定

◆ 地域連携保全活動の促進の枠組み

- 市町村による地域連携保全活動計画の作成
- NPO等による計画の案の作成についての提案
- 地域連携保全活動計画の作成や実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置
- 地域連携保全活動計画に従って行う活動については、自然公園法、森林法及び都市緑地法等の許可等を受けなくてもよいとする特例措置
(計画作成段階での環境大臣又は都道府県知事への協議・同意)

地域連携保全活動の促進の枠組み（概要）



◆ 関係者間のマッチングのための体制の整備

関係者（活動実施者、土地所有者、企業等）間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供・助言を行う拠点としての機能を担う体制を、地方公共団体が整備

◆ 生物多様性保全上重要な土地の保全活動に対する援助

- ・民間主体が行う生物多様性の保全のための土地の取得の促進のための援助
- ・環境大臣が生物多様性保全上重要な土地（国立公園等）を寄附により取得した場合における、当該土地における生物多様性の保全のための意見の聴取

◆ 地域連携保全活動に対する国等の援助

国及び地方公共団体による、地域連携保全活動に対する援助

◆ 所有者不明地に関する施策の検討

土地所有者が判明しないこと等により協力が得られない場合における、生物多様性の保全のための制度の在り方の検討・必要な措置の実施

◆ 施行期日

法律の公布の日（平成22年12月10日）から起算して1年以内（基本方針については公布の日）

地域連携保全活動計画の区域の設定イメージ

〇〇地域連携保全活動計画（A町）

目標：里地里山の維持管理

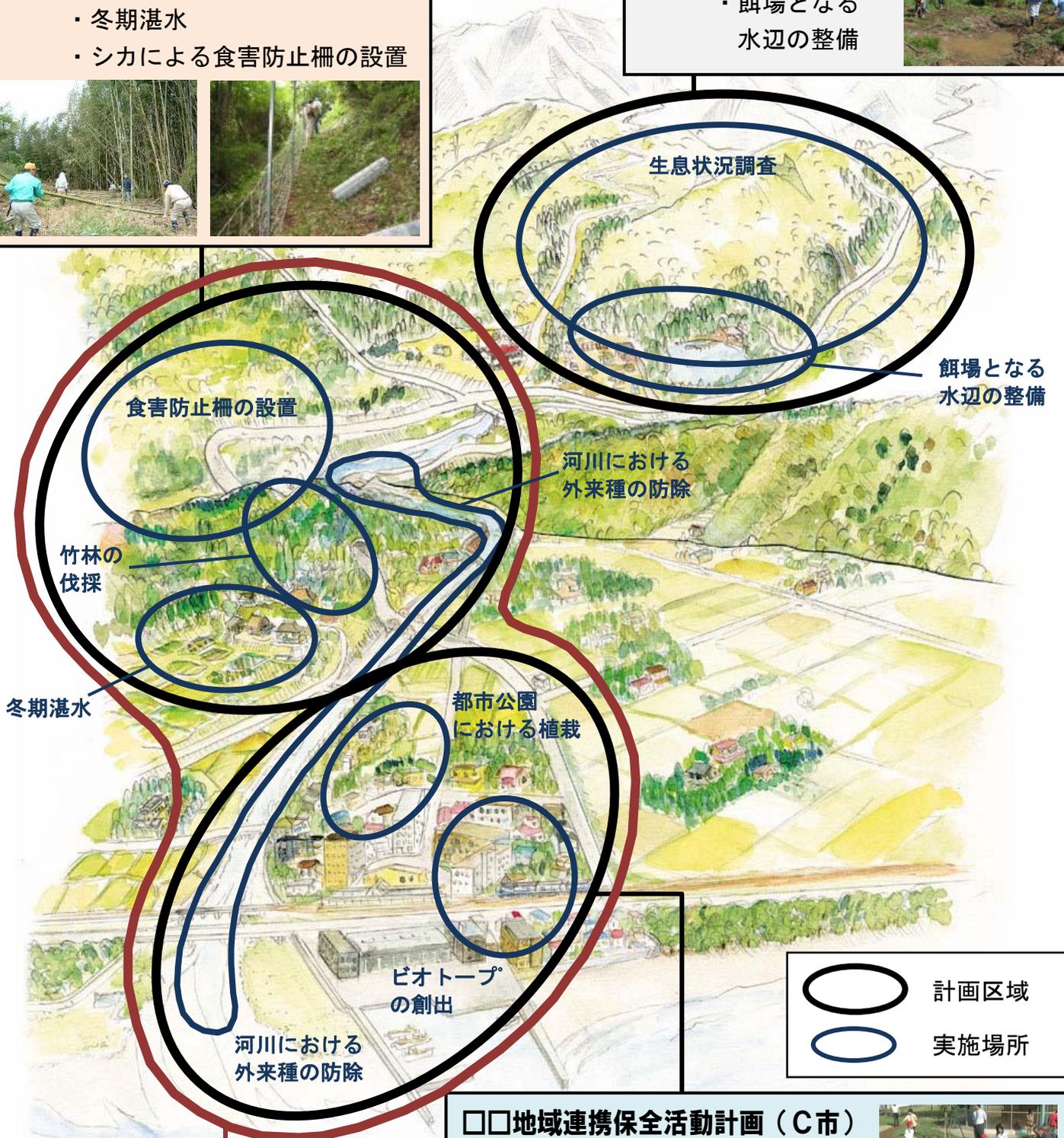
- 活動：
- ・ 竹林の伐採
 - ・ 冬期湛水
 - ・ シカによる食害防止柵の設置



△△地域連携保全活動計画（B村）

目標：希少種（鳥類）の保護増殖

- 活動：
- ・ 生息状況調査
 - ・ 餌場となる水辺の整備



□□地域連携保全活動計画（C市）

目標：都市の生物多様性の保全

- 活動：
- ・ ビオトープの創出
 - ・ 河川における外来種（魚類）の防除
 - ・ 都市公園における植栽



複数の市町村が共同して作成することもある。